



認証を受けなければ、特定の自動車の

- フロントガラス※
- バンパ、グリル※
- カメラ、レーダー※

脱着

※複眼カメラ等が装着されているものに限る。

が行えません!!!!



複眼カメラ 【スバルHPより】



カメラ・ミリ波レーダー複合型 【レクサスHPより】

その作業、本当にやって大丈夫!?

令和2年4月
から

気をつけて

～ガラス・バンパ等の脱着!～

J 関東運輸局長認証
普通自動車特定整備事業
普通自動車(乗用)
普通自動車(中型)(電子制御装置
整備(自動運行装置を除く)に限る)
普通自動車(小型)(分解整備(走行
装置、操縦装置)に限る)

【事業場標識例】

電子制御装置整備を行う
ためには、認証を取得し、

若草色の標識

を掲示する必要があります。



令和2年4月より、特定整備制度が施行され、経過措置期間を過ぎた後に、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備)を行う場合、地方運輸局長の認証を受ける必要があります。特定整備事業の認証要件などの詳細は最寄りの運輸支局へお問い合わせください。